

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金について

1 趣旨

令和4年10月28日閣議決定された、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成やサービス利用時の利用者負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

2 対象者

(1) 伴走型相談支援

本市に住所を有する全ての妊婦及び主に0歳から2歳まで子育て世帯

(2) 出産・子育て応援給付金(出産応援分)

令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦で、保健師の面談を受けており、支給申請時に本市に住所を有する者

(3) 出産・子育て応援給付金(子育て応援分)

令和4年4月1日以降に出生した児童を養育しており、生後4か月以内に保健師の面談を受け、支給申請時に本市に住所を有する者

3 伴走型相談支援 資料6-2

4 出産・子育て応援給付金

(1) 支給額

出産応援分 5万円、子育て応援分 5万円

(2) 支給実績

R6.1.19現在

年度	出産応援分	子育て応援分	合計	支給額
R4年度	101	58	159	7,950,000円
R5年度 (R6.1月現在)	70	58	128	6,400,000円
合計	171	116	287	14,350,000円

5 財源

出産・子育て応援交付金(2/3) 国庫負担金の活用

出産・子育て応援交付金(1/6) 県費負担金の活用

6 考察

令和4年度は、令和5年1月16日から、事業が開始となり、令和4年度に出産された方に対し、遡及給付を実施しました。令和4年度の対象者については、令和5年4月10日時点で支払いは完了し、短い期間での対応となったが周知ができたと考えられます。

今年度は、妊娠届出時面談、赤ちゃん訪問後に出産・子育て応援給付金の申請書を渡し、可能な限り、申請書をお渡し時に記入いただき提出していただけるよう声掛けをしています。申請書の提出がない方については、1か月以内を目安に確認の電話を

しており、現時点で申請書の提出は滞りなくあり、支払処理できています。妊娠届出時面談、産後の赤ちゃん訪問及び伴走型相談支援が充実している結果と考えられます。

7 今後の予定

全ての対象者が伴走型相談支援、出産・子育て応援給付金を受けられるよう、周知、案内に努めます。また、面談、伴走型相談支援を元に早期に要支援家庭への支援につなげられるよう充実させていきます。

伴走型相談支援について

○面談の実施時期

時期	内容
① 妊娠届出	妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）への必要事項の記載を求めた上で、子育てガイドを手交し、妊娠期から出産後までの見通し及び過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を行います。
② 妊娠期後期	出産間近で、産後のことを考え始める時期である妊娠8か月頃にアンケート（妊娠経過や定期健診の受診状況、出産後の家庭内のサポート状況を把握するために市が定めるアンケート）を送付し、面談の希望の有無や、妊婦の状況を確認します。面談希望者には面談を実施し、出産後や利用できる支援サービスなどを一緒に確認し、産後の不安を軽減できるよう支援します。
③ 赤ちゃん訪問	出生後4か月以内に面談します。面談時に聞き取りとアンケート（養育者の乳児や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）で不安な事や体調を把握し、必要な支援を行い、出生後の不安を軽減できるよう支援します。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

